

## 減免申請に必要な書類一覧

### I 身体や精神に障がいのある方、または生計を一にする方及び介護者が、身体障がい者等のために使用する軽自動車等

全員が必要な書類	<input type="checkbox"/> 1 令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書（はがき） <input type="checkbox"/> 2 軽自動車税（種別割）減免申請書 <input type="checkbox"/> 3 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれか <input type="checkbox"/> 4 運転免許証、マイナ免許証、免許情報記録確認書のいずれか ※マイナ免許証の方は、マイナ免許証とマイナ免許証の免許情報の画面コピー（氏名・住所・生年月日・有効期限・免許の種類が分かる画面）が必要です。 <input type="checkbox"/> 5 自動車検査証（写し可） ※障害者手帳等をお持ちの方が所有者(所有権留保の場合は使用者)である車検証をご持参ください ※身体障がい者で18歳未満の者、精神障がい者または知的障がい者は本人が所有している軽自動車でなくても申請可能です。			
	使用 する 方	通学等に 生計同一者や常時介護者が運転し、通学又は通所に使用している場合 <input type="checkbox"/> 学校（施設）の長が発行する「通学等証明書」		
該当者が必要な書類	市外在住の障がい者の方	身体障がい者・ 戦傷病者	本人が所有し、 生計同一者が運転	<input type="checkbox"/> 本人と運転者が同一世帯であることが確認できる住民票の謄本（本籍省略可）
			本人が所有し、 常時介護者が運転	<input type="checkbox"/> 障がい者のみで構成される世帯であることが確認できる住民票の謄本（本籍省略可） <input type="checkbox"/> 世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれか
		精神障がい者・ 知的障がい者	本人が所有し、 生計同一者が運転	<input type="checkbox"/> 本人と運転者が同一世帯であることが確認できる住民票の謄本（本籍省略可）
			本人が所有し、 常時介護者が運転	<input type="checkbox"/> 障がい者のみで構成される世帯であることが確認できる住民票の謄本（本籍省略可） <input type="checkbox"/> 世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれか
			生計同一者が所有し、 常時介護者が運転	<input type="checkbox"/> 本人と所有者が同一世帯であることが確認できる住民票の謄本（本籍省略可） <input type="checkbox"/> 障がい者のみで構成される世帯であることが確認できる住民票の謄本（本籍省略可） <input type="checkbox"/> 世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれか

## II 公益のために直接専用すると認められる軽自動車等

- 1 令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書（はがき）
- 2 軽自動車税（種別割）減免申請書（一般用）
- 3 運転日誌の写し（令和7年4月分）
- 4 自動車検査証の写し
- 5 当該法人に係る定款の写し

※前年度に減免を受けており、内容に変更がない場合、4・5の書類は不要です。

## III 車両の構造が、専ら身体障がい者の利用のためのものである軽自動車等

- 1 令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書（はがき）
- 2 軽自動車税（種別割）減免申請書（構造上減免用）
- 3 自動車検査証の写し（構造がわかるもの 例：車椅子移動車等の記載）

※構造が分からない場合は、別途構造が分かる書類を添付していただくことになります。

- 4 申請者（納税義務者）の本人確認書類（個人申請の場合）

### ■その他注意事項

※口座振替の方で、一度引き落としになった場合は、6月の還付処理になります。

※口座振替が反映される前に継続検査用納税証明書を取りに来られる場合は、通帳（写し可）で引き落としを確認して発行します。

**※令和7年度の申請期限は6月1日（日）です（当日消印有効）。窓口受付は5月30日（金）までとなりますので御注意ください。**

**※公益のために専用する軽自動車などは5月26日（月）（当日消印有効）です。**

担 当 財務部市民税課諸税係  
住 所 〒024-8501 北上市芳町1番1号  
連絡先 0197-72-8210